

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:消防本部予防課 No.022

処 分 名	指定催しの指定
処 分 の 概 要	祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市火災予防条例（平成17年10月1日条例第166号）第42条の2第1項
処 分 基 準	◎祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち次の要件に該当し、かつ、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める催しは指定の対象となります。 (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、ふじ通り、かすかべ大通り、公園橋通り等の道路、その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上であるもの。 (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであるもの。
設 定 年 月 日	平成26年8月1日
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市火災予防条例

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定することがあります。

■春日部市火災予防事務に関する告示

第6条 春日部市火災予防条例（平成17年条例第166号）第42条の2第1項の規定により消防長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、ふじ通り、かすかべ大通り、公園橋通り等の道路、その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上であるもの。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであるもの。